

## (その 122) 公正遺言契約のおかげで故人の遺志が活かされる (2015.11)

8月中旬東門前に住むTさんが、「医者からあと3ヶ月だと言われ入院したが身寄りもなくこれからの面倒を見て欲しい」との相談が寄せられ、所長がお見舞いにゆくと、「お墓を買うこと、お葬式と部屋の片付けをお願いしたい」という内容でした。

公証役場のM公証人に病室まで出張していただき、公正遺言書を作成してもらい、本人、看護師、大家さんと第三者2人の立ち会いのもと所長と公証契約を交わしました。一週間後にTさんは亡くなりました。

所長は公正遺言書に従い葬儀屋さんに連絡し、秋田の故郷にいる義姉と甥の和人さんに葬儀の日程を伝え参列してもらい身内だけの葬儀を行いました。

お墓は、昨年義理の姉が秋田の方で作ってありました。

事務手続きに市役所、年金事務所、建設組合共済関係、入院費用と市民税の支払い、部屋の片付けとリホームを約束通り行いました。

公正遺言書に記されていた2通の貯金通帳は遺言執行者が所長であることを証明した上で貯金の解約手続きに入り3週間かかりましたが全ての支払いを済ませることができました。

残った財産について弁護士や公証人の方と相談し、3分割して秋田のTさんの義姉に香典を届けると同時に故人の志により福祉団体とボランティア団体に寄付をさせていただきました。